

## 令和5年白老町議会全員協議会会議録

令和5年9月14日（木曜日）

開 会 午前10時36分

閉 会 午後 0時27分

---

### ○議事日程

1. 介護老人保健施設きたこぶしの虐待事案の経過と施設の方向性について
- 

### ○会議に付した事件

1. 介護老人保健施設きたこぶしの虐待事案の経過と施設の方向性について
- 

### ○出席議員（13名）

1 番 久 保 一 美 君	2 番 吉 谷 一 孝 君
3 番 貳 又 聖 規 君	4 番 佐 藤 雄 大 君
5 番 西 田 祐 子 君	6 番 前 田 博 之 君
7 番 森 哲 也 君	8 番 大 淵 紀 夫 君
10 番 小 西 秀 延 君	11 番 及 川 保 君
12 番 長谷川 かおり 君	13 番 氏 家 裕 治 君
14 番 松 田 謙 吾 君	

---

### ○欠席議員（なし）

---

### ○説明のため出席した者の職氏名

町 長	大 塩 英 男 君
副 町 長	古 俣 博 之 君
総 務 課 長	高 尾 利 弘 君
高齢者介護課長	山 本 康 正 君
病院事務長	村 上 弘 光 君
病院事務次長	菊 地 人 氏 君
病院主査	木 村 英 敏 君

---

### ○職務のため出席した事務局職員

事 務 局 長	本 間 力 君
主 幹	小山内 恵 君

---

◎開会の宣告

○議長（松田謙吾君） ただいまより全員協議会を開会いたします。

（午前10時36分）

---

○議長（松田謙吾君） 本日の全員協議会の案件は、介護老人保健施設きたこぶしの虐待事案の経過と施設の方向性についてであります。

それでは、説明を求めます。

大塩町長。

○町長（大塩英男君） まず、私から介護老人保健施設きたこぶしの方向性についてお話しさせていただきます。介護老人保健施設きたこぶしにおける虐待案件につきましては、昨年10月の発生から約1年を経過しようとする中で、議員の皆さん、町民の皆さん、何よりも入所されていた方並びにご家族の方々に対しまして、町として事案発生後の経過や改善の内容についてきっちりと説明責任を果たせていなかったことについて、改めて私から心よりお詫びを申し上げたいと思います。大変申し訳ございません。

きたこぶしは、事案の発生後、皆様方の信頼を取り戻すために、改善計画に基づき外部委員を招いての委員会の開催や研修会を実施するなど襟を正して再出発をし、施設運営をしてきたところでございますが、残念ながら9月1日時点で入所者がゼロとなりました。

私は、施設設置者として、この後このきたこぶしの運営についてどのようにしていったらいいかということで、質の高い介護サービスを利用者の皆さんに提供することができるか、この後収支の改善が図れるかなど様々な観点から熟考いたしました。結果、きたこぶしを廃止することを前提に休止をする形をとりたいと思います。この決断につきましては、様々なご意見や町民の皆様にご迷惑やご心配をおかけすることになることは承知しておりますが、新たな介護医療院開設に向け職員一同、万全を期するという意味も含めまして新たに再出発をさせていただきたいということでございます。何とぞご理解いただきたいと思います。

なお、廃止時期につきましては、この後職員の処遇やもろもろの手続きがあり、関係機関との協議もありますことから一定程度の休止期間を経て廃止したいと考えてございます。この廃止時期につきましては、議会の皆様にご相談とご協議をさせていただきたいと考えておりますので、何とぞご理解をいただきたいと思います。

この後、これまでのきたこぶしの改善の経過や虐待事案の認定概要などについて担当より説明させていただきますので、本日はどうぞよろしくお願い申し上げます。

○議長（松田謙吾君） 村上病院事務長。

○病院事務長（村上弘光君） 本日はお疲れのところお時間をいただき誠にありがとうございます。お手元に配付した資料につきましては、本来であれば事前に配付すべきところでございますが、当日の配付となってしまったことについてお詫びを申し上げます。

最初に、お手元の資料、虐待事案の概要について御覧ください。資料の説明に入る前に、今

回の虐待事案の発端となった施設入所者2名の方に対する皮下血種、頭頂部にこぶができていたという事件につきましては、先日、一般質問におきまして答弁させていただいたところでございます。刑事事件として現在も捜査は継続中でございますので、本事件につきましては説明は差し控えさせていただくものでございます。しかしながら、施設側といたしましても、この間について何もしていなかったわけではございません。北海道や白老町の担当課職員による施設職員への面談等を通じて、事件の発端となった皮下血種の発生要因について、調査を続けてきたところでございます。結果といたしましては、ご存知のとおりまだ真相究明に至っていないところでございますが、今後も施設として警察の捜査に協力するなどできる限りのことを続けてまいる所存でございます。

それでは、資料1を御覧ください。今回、高齢者虐待防止法に基づき、施設へ計4回に及ぶ立ち入り検査を経て、最終的に7名の入所者について虐待認定されたものでございます。内訳といたしまして、身体的虐待が7名、心理的虐待が2名であります。一部2名の方につきましては、身体的虐待と心理的虐待が重複して認定されたということでございます。結果として7名の方が虐待認定を受けたのです。なお、身体的虐待7名につきましては、必要な手続きを経ずに不必要な行動制限、いわゆる身体拘束が日常的に行われていたということであり、4点柵によりベッドを囲む行為、また、つなぎ服と言われる拘束衣、ミトンを着用する行為が認められたということでございます。また、心理的虐待2名の方につきましては、「臭い」、「汚い」といった高齢者の方の尊厳を傷つける暴言が認められたということでございます。これらの行為を確認した書類として、施設に勤務する職員が業務上において記録を行う「介護業務日誌」、「老健日誌」、「看護・介護業務日誌」、「看護申し送りノート」また、施設へ北海道や白老町の職員が立ち入り調査した結果、職員からの聞き取り調査、事実確認の現認時におきまして、職員の現状等から確認したところでございます。最後に、これらの行為を認めた場所は、全て施設内の居室でございます。

次に、資料2を御覧ください。今回の高齢者虐待事案の認定につきましては、北海道より、令和4年12月6日に受けた勧告と、白老町より令和4年11月4日に受けた調査報告によるものであります。その北海道の勧告と白老町の調査報告に対する施設側の対応状況でございます。

(1)、北海道の勧告及び対応でございます。正式な勧告の名称ですが、介護保険法に基づく介護老人施設の人員施設及び施設並びに運営に関する基準等の順守についてであります。この勧告の内容につきましては、複数の職員の証言及び記録から、身体的拘束、その他入所者の行動を制限する行為が行われてきたこと及び従業者が入所者に対して、乱暴な言葉や不適切な処遇が行われてきたことを確認したこと。身体拘束等に係る対応及び時間、その他の入所者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録することなく身体拘束等を行ってきたことが確認されたこと。加えて管理者が施設内において不適切な処遇が行われていることを把握しておらず、従業者に運営に関する基準を遵守するために必要な指揮命令等を行っていないことが確認されたものでございます。これらの勧告内容に対する施設側の対応事項について、大きく分けて4点の取り組みをこれまで実施してきたところでございます。順に紹介いたしますと、1点目、

各種委員会の開催であります。これまで実態がありながら機能していなかった身体拘束廃止委員会を4回開催しております。新たに立ち上げた高齢者虐待防止委員会を4回開催、医療安全管理委員会を3回開催したものでございます。

次に2点目、各種研修会の開催であります。委員会の活動と並行して、身体拘束廃止研修会を2回開催、高齢者虐待防止研修会を3回開催、接遇研修を3回開催、認知症研修会を2回開催、嚥下研修会を1回開催、医療事故防止研修会を1回開催し、定期的に研修会を開催することで職員の知識向上や職員間の情報共有を図る機会としたものでございます。

続きまして3点目、外部委員・外部講師導入であります。委員会や研修会ですが、これまでどおり内部の職員だけではマンネリ化してしまい、ほかの施設の状況が分からずこれまでと同じ歴史をたどってしまうおそれがあります。そこで他社会福祉施設の役員1名の方にお願ひし、外部委員及び外部講師として委員会や研修に関わっていただき、常に第三者の視点を取り入れる体制を構築したものでございます。

最後に4点目、管理者責務の明確化でございます。管理者が施設内で起きていることを常に把握して、このような大問題になってから把握することのないよう施設の組織体制を再編成し、職場内における指揮命令系統を改善したものでございます。具体的には、それまで病院側と兼務発令の施設長、事務長の下に専従の理学療法士が監督職を務め、そのほか会計年度任用職員であったという体制を改めまして、看護師長を兼務発令、管理職員である看護副師長と監督職員である主任看護師を新たに配置し、職場内の指揮命令系統を強化したものでございます。

次に、(2) 白老町の調査報告及び対応でございます。調査報告の名称ですが、高齢者虐待法に基づく調査結果についてであります。この調査報告の内容につきましては、組織として指揮命令、役割・分担等が明確にされてなく、虐待防止体制が整備されていないこと、職員の高齢者虐待に関する知識が不足していること、乱暴な言葉や不適切な言葉による介護をしていることを主な虐待発生要因として挙げているものでございます。これらの調査報告に対する施設側の対応事項といたしましては、大きく分けて5点ございます。内容的には先ほど紹介した北海道とほとんど内容が同じでありますので説明は省略させていただきます。

最後に、(3) 北海道・白老町の改善実施事項であります。北海道の勧告に対しては、令和5年1月19日以降、北海道へ提出した改善状況報告書の内容と経過の状況や、令和5年1月から3月の3か月間において対象となった身体拘束廃止未実施減算及び安全管理体制未実施減算、こちらの減算につきましては、4月以降は解消されたところでございます。特に、令和5年6月28日に実施した北海道と白老町による定期監査につきましても、施設の改善状況の経過について一定の評価をいただいたところであり、北海道への改善状況報告は終了したことから、北海道の勧告に対する施設の取組は終了したところでございます。一方、白老町の調査報告につきましては、令和4年11月30日以降、施設から白老町へ提出した改善計画に基づき、白老町は改善経過のモニタリングを継続中でございます。

なお、改善状況につきまして、北海道と同じく一定の評価をいただいている状況ではあります。このたび入所者がいなくなった現状もでございます。そのため全てのモニタリングはでき

ない事情も重なっており、しばらくは施設の改善状況を見定めていただき、正式な終結宣言をいただくよう今後も施設として努力してまいります。

次に、資料3を御覧ください。先の一般質問において、9月1日付で施設の入所者がゼロ名となったことで、今後の方向性について決定しなくてはならない状況となっております。まず1番目の施設の方向性（結論）についてでございます。このたび施設の入所者がゼロ名になったこと、また施設運営を今後想定したとき、最終的に廃止とせざるを得ないと捉えております。ただし、いきなり施設の廃止ということではなく一定期間施設の休止ということによって休止措置を取り、廃止に向けた課題の整理を行うということでございます。

次に2番目、結論に至った理由でございます。主に2点の理由がございます。1点目、虐待事案以降、施設入所者の退所が著しく、今後においても安定運営の目安とされる20名以上の入所者の確保が困難となるなど、多数の入所者が見込めない。2点目、町立病院に昨年10月、虐待事案の時期と重なりますが、地域包括ケア病床12床を開設したことにより、最長60日間の入院が可能となったこと、また在宅復帰に向けたリハビリを行うなど、当初から稼働状況が好調な現状でございます。この地域包括ケア病床の役割や本来の介護老人保健施設の役割と重なる部分も多く、入院及び入所に向けた医師の判断からも地域包括ケア病床への入院を勧めるなど、施設の入所にあたり少なからず影響が出ているところでございます。

最後に、このたび廃止を前提とした休止の措置を取る場合に考えられる、3、今後の対応・課題でございます。今回の高齢者虐待事案の認定につきましては、北海道より令和4年12月6日に受けた勧告と、白老町より令和4年11月4日に受けた調査報告によるものでありますが、北海道の勧告と施設側の対応状況でございます。1点目として、休止・廃止の判断につきましては、当該施設の属する東胆振圏域におきまして、地域の理解と承認を得ることが今後必要となっております。当然介護老人保健施設の29床の廃止に加えて、令和7年5月を開設目標としている介護医療院19床の開設につきましても、東胆振圏域会議において理解を得ることが必要でございます。次に2点目として、職員の処遇についてでございます。現在11名の施設職員がおり、内訳として介護士7名、看護師3名、ケアマネジャー1名の処遇について、退職も含めてどのようにするか至急検討が必要。次に3点目として、休止・廃止の手続きについてでございます。施設の休止・廃止届については、実際に休止・廃止を行う1か月前に届けを行うこととされており、休止届を経てから廃止届を行う今後のタイミング。また休止期間における課題の解決事項が見通せない部分も多く、対応方法と課題が同居している状況でございます。最後に4点目でございます。介護医療院開設に向けた人材の確保でございます。令和7年5月開設を目標としている介護医療院でございますが、果たして介護医療院開設時に介護士及び看護師といった人材の確保が可能であるのか、施設としてまだ見通しが立っていないことも踏まえ、今回課題と捉えています。

以上、高齢者虐待事案に関する対応、また経過、施設の方向性について説明させていただきました。よろしくお願いたします。

○議長（松田謙吾君） ただいま説明がありました。この件について特に確認をしておく必要

のある方はどうぞ。

12番、長谷川かおり議員。

○12番（長谷川かおり君） 虐待の経過等につきまして今説明をいただきました。まだまだ不透明なところもありますが、結論に至った理由のところ、地域包括ケア病床開設に伴い長期入院やということで、休止の方向へということで、確かに老人保健施設は本来在宅復帰することが目的なので、そこは本当にそのとおりだと思います。今12床の病床があるとのことで60日間の入院。実は私、自立型の施設に入っている方のご家族から相談を受けたのですが、暑いときにケア病床のほうに入院していて、そろそろ退院を目指してというところで要介護4だったのですが、自分で食事もできてトイレにも行けるということで自立型の施設に戻りました。その中で、この暑さで食べられなくなり、トイレにも行けなくなり、再入院が必要ではないかと病院の医療相談室へ毎日状況を伝えながら調整をしていたのですが、ケア病床を退院した後なので、再入院すると受入れができないような、5日目くらいに「脱水だね」ということで「外来で点滴打とう。明日来てね。」と。その方次の日お部屋で亡くなってしまったのです。もう少し対応が早ければそのようなこともなかっただろうし、ご家族も無念に思っております。そこでケア病床開設の仕組みです。高齢者だから状態がいいということで戻ったとしても、何かのきっかけで状態が悪くなったときに再入院できない。診てもらえない。そのような状況の病院が現実にある。事実をもっと町側も病院の本当の実態をもっともっと把握して、うみを出すと言っていますが、私としてはこのような思いをしている家族の方がたくさんいるので、ケアマネジャーさん、包括センター、実際に現場で動いている方々の話をしっかりと聞いていく考えはないのかということと、地域包括ケアを構築するうえで重要な要でもありますので、その辺りの考えをお聞かせいただければと思います。

○議長（松田謙吾君） 村上病院事務長。

○病院事務長（村上弘光君） 地域包括ケア病床に入院されていた方が在宅に戻り亡くなりました。大変ショッキングなお話で施設側としても大変申し訳ないことだと思っております。

地域包括ケア病床が昨年稼働いたしまして、長期入院が可能になったことは大変良いことで、先ほど申し上げたとおり稼働率はいいとのことなのですが、今年は暑い夏ということもございまして、施設の中で熱中症等になる方もかなり多く出たという状況が今回ございました。在宅にこのまま帰っていただいて、大変不自由な状況も考えられるのですが、中には在宅のほうにエアコンもあって温度管理もできるという状況があって医師も退所のほうを決断したという話も聞いてございます。ただ、やはり地域包括ケア病床、今後病院の開設におきましては増やしていくということもございまして。施設が悪いからということにはならないと思っておりますので、今回介護老人保健施設を廃止する。地域包括ケア病床の役割は大変、今後病院においても大きくなってくると思っておりますので、このような気候の状況、患者さんの事情をしっかりと汲み取る中で、今後の入退院に向けた動きをしっかりと取らせていただきたいと思います。

○議長（松田謙吾君） 古俣副町長。

○副町長（古俣博之君） 今のことに関して、結論に至った理由の一つ、病床の関係を挙げて

いるのですが、この件についてはそのような状況が私の耳に入っていた部分もあるので、実際に今のケア病床のありようについて、これできたこぶしが廃止されると、充分その中で何とかケアをしていく役割を果たしていかなければならないことは、院長とも話しております。

○議長（松田謙吾君） 12番、長谷川かおり議員。

○12番（長谷川かおり君） 古侯副町長の思いも分かりますが、実際に緊急搬送されて、泡も吹いてサーチも下がって、そのような中で緊急要請されて、そして消防士とそこのケアワーカーと医師が夜中の1時にやり取りしていく中でもバイタルが落ち着いたのなら、明日点滴においで。すぐに診てやるからということはないのです。運んでもらってそこで点滴をして翌朝帰るといふのなら、それは当たり前のことだと思いますがそれができない。それでは在宅で暮らす方はどうするのですか。病院も暑いのは分かります。家にエアコンがないところと条件は一緒です。そのような中で口からも水分を摂れない。尿も出ない。高齢者は病院にいるときは何でもなくても、家に帰ると認知症が進めば飲み込むことさえできないのです。そのような方には点滴などが命の綱ではないのでしょうか。それを見ていてご家族も納得という老衰などもあるかもしれませんが、何か手立てすることによって命をつなぐことができ、家族も見守ることができる。それが地域包括ケアの本当の姿だと思うのですが、町長はうみを出すとされていますからそれを期待しておりますが、現状の今の事実をしっかりと把握して、訪問診療は今の町立病院の医師が不足していて無理だといふのなら、登別市・室蘭市のほうで訪問診療チームというのが5、6人で結成されて行われているそうです。そのような方は、例えば萩野方面に事務所を置いて、その方々と連携して町内端から端まで27キロメートルありますから、萩野辺りに事務所を置けば訪問診療も可能になるのです。少し話がずれましたが、地域包括ケア病床を開設したことでしっかりとこれからいろいろな面で、多方面で連携していく姿勢が白老町にとっては大事なのではないのでしょうか。

○議長（松田謙吾君） 古侯副町長。

○副町長（古侯博之君） おっしゃる事実に鑑みて、長谷川議員からお話があったことはこれまでも受け止めてきたつもりですし、これからも受け止めなくてはならないと強く思っています。私たちも、議員の皆様、直接町に入ってくる声、それから病院に入ってくる声、その部分については医師含め、看護スタッフのほうへは、もちろん正直にこのような声が来ていることはお話を申し上げて、何とかという話はさせていただいております。ただ、その中でどうしても医師の医療行為の部分、言えない部分も正直なところあるものですから、そのようなところで食い違いはありますが、今話された町立病院に対する町民の皆様方の思いはこれからもしっかりと伝えていきたいと思っております。それと同時に、今教えていただいた訪問看護の方々も町内にも訪問看護ステーションがあるのですが、そちらとの関わりをどのようにしてつくっていくのか。その辺は十分課題として、医師の確保も含めて考えていきたいと思っております。

○議長（松田謙吾君） 大塩町長。

○町長（大塩英男君） 私からも話をさせていただきます。長谷川議員から実際に起きた問題も交えてお話いただきました。私もこの立場になってから、病院に対するお叱りの声や「こ

のようにしてくれ」という声は、たくさんいただいております。その中で今すぐにこのような形で課題を解決しますということは正直言えません。

ただ、一つ言えることは、やはり今の話もそうですが、できることできないことがあると思うのですが、患者さんの立場になって考えることはできると思うのです。今その患者さんがどのような状況になっているかということをしかりと捉えた中で、医師にはそのように対応してほしいと、私のほうからも話をしていますし、うみを出すという話をさせていただいておりますので、このようなことも含めてしかりと、たくさんお怒りの声はいただいているのですが、一つでも解決できるよう前へ進めていきたいと思っております。

○議長（松田謙吾君） 3番、貳又聖規議員。

○3番（貳又聖規君） 今この資料に対しての質問ということですが、町立病院の関連のことも出ているので、これは全体を通して発言できる場面がありますか。なければここで含めて質問してもよろしいでしょうか。

きたこぶしに関連する事項でありますので、病院等の問題がいろいろ私の耳にも入っております。指摘事項も含めて町民の声を届けたいと思っております。これは全て、きたこぶし虐待事件の後に発生しているものです。重大な問題でありますので、今起きている問題等3点指摘させていただきます。

まず、1点目が医師の障がい者に対する差別的発言であります。現在進行形で町立病院の医師が受診に来た障がい者や付き添いの方に、「障がい者は診ない。もう来るな。」などの差別的な発言を本人、付き添いの方、不特定多数にしており、このような差別、人権侵害を受けた本人は傷つき涙を流しているということを町民の方から伺いました。法的な適用事項がありますが、あえて今述べません。

続いて2点目です。町立病院入院病棟での看護師の信じられない対応についてです。入院となった町民の方と家族の方からの話であります。病室に案内されてすぐに3人がかりで衣服を脱がされて、「怖い。」と発言したところ、「何が。」と怒られたそうです。さらにトイレで用を足すことができるのに、トイレに連れて行ってもらえずポータブルトイレをベッドの横に設置され、そこにしろと言われたそうです。同意なく足元にセンサーマットを敷かれ、敷かれたことを知らずに立ち上がったら、看護師が3人詰め寄ってきてボールペンで机をバシバシたたきながら、「いいから早くベッドへ戻れ。」と威圧してきたそうです。この当事者のご家族の声は、虐待をしていた施設の併設病院ではあるが、まさか病院でもこのようなことが行われていないと信じ入院したけれども、あまりにもひどい扱いを受けて、目の当たりにして別の病院へ転院されました。この方は、認知症等の特別な配慮が必要な方ではありません。しっかりと自分の意思を伝えることができる方です。これまでも多くの町民から同様のことを聞いておりますが、配慮が必要であっても、ポータブルトイレを設置しそこでさせること、未だ入院患者本人の人格や人権を無視、否定するような支援を続けているのでしょうか。

3点目です。医師の救急対応についてであります。自宅で体調不良となった高齢者の方が、14時30分に救急車を呼び、水分も食事もとれていない状況であったため15時に町立病院に搬送



され、そこから検査をし、医師の診察が始まったのは16時30分、診察時に医師からの驚愕の一言、「なんでこんな時間に連れてきたのだ。」家族と本人に対し怒り出したそうです。さらに、認知症状があるならば、その症状が出たら夜中でも強制退院させるからと家族に言い放ったとのことであります。家族は憤りを抑えながらも、きょう1日でもと思いを承したそうです。いつ強制退院させられるか不安のまま生活はできないと判断し、家族と病院の連携室ではない支援者の支援の下、他の病院へ翌日転院しております。

私も昨年12月、母が救急車で町立病院へ行った際に、医師からは「頭が痛いくらいで救急車を呼ぶな。」と言われ、2週間後に亡くなりましたが、このような皆様の声を聞くと、本当にどうなっているのかと思っています。このような不適切な入院患者に対する対応で、入院患者も今5人しかいない。信用失墜、人権侵害、虐待、きたこぶし虐待事件よりもひどいことが今町立病院で起きています。患者やその家族から法的に訴えられるまで続くのでしょうか。うみではなく病巣そのものではないのでしょうか。この事実こそが、町長が就任当時に言われたうみだと私は認識しております。医療職としてコンプライアンス意識もなく、町民に対し侮辱を繰り返す職員に対し指導や指示をしても従わないのであれば、辞めていただく措置、処分をする必要があると思いますが、町長のお考えをお願いいたします。

○議長（松田謙吾君） 古俣副町長。

○副町長（古俣博之君） 私からお話します。貳又議員から3点、これ以上あるのかもしれませんが、このような行為が町立病院の中で起きていることは、先ほどもありましたがいろいろな声が私たちに直接とか町立病院に来ていることも含めて知ってはいましたが、具体的に今このような話を聞いて、一つのことにつきましては理事者として、病院を担当している一人として本当に申し訳なく思います。お詫びを申し上げたいと思います。このような事実につきましては、先ほども言ったように声が入ってきた段階で、医師を含め看護スタッフには私たち理事者から直接、事務長からも常に、そのような状況は町民の安心・安全をそぐことだから、そのことが本当の意味で町立病院のありようについての問題となっている。そのことを重く受け止めてくれという話をさせていただいております。なかなか正直なところ、きたこぶしの一つの事案からそこをしっかりと受け止めて、では病院もという改善の姿になっていないということの重さというのは、再度十分受け止めさせていただきます。今後についても、このようなことについて今日指導したら明日改善されるかということ、そこは難しい部分がありますが、私たちもこの事実に対して毅然と対応を図ってまいりたいと思っています。確かに医師の関係で言えば、役場職員の一人だという自覚というか、その部分も含めて、これまでもいろいろな観点からお話はしているのですが、なかなか通じない部分が正直なところありますが、そのような事実に対して毅然と判断していかなければならないことだと、強く認識させていただきました。

○議長（松田謙吾君） 大塩町長。

○町長（大塩英男君） 貳又議員からあってはならないお話を聞かせていただきました。全くもって私が町民に寄り添う病院改革をするといったことが全くなされていないことを、本当に申し訳なく思っています。ただ、先ほどもお話ししたとおり、私にも直接お叱りの声は届いて

いますし、私もこの立場になって半年、どうにかしたいという思いは正直あって、どのようにしたらいいのだろうということで、いろいろ改革に向けて考えている、実行に移して、少ないのですが医師ともお話をさせていただいております。

もちろん医師も人間ですので、気持ちもありますし、疲れている状況もあります。そのような観点から、私はもちろん患者の立場と、そして病院の医師の立場、両方を考えなければならぬ立場にあるものですから、そう考えたときには、町立病院には3人の常勤医師が勤めています。その中で過去をひも解いていくと、この医師の数が確保されていないということも私の責任としてあると感じています。それぞれの医師がいろいろご苦労されていることも私としては理解しなければいけないと考えています。それでそのような対応をとっていいのかというのは別問題ですので、一歩ずつではあるのですが、このようなことがなくて町立病院よくなったねと、本当に言っていただけるようしっかりと私も全力を尽くしてまいりたいと思います。

○議長（松田謙吾君） 3番、貳又聖規議員。

○3番（貳又聖規君） 昨日の決算審査特別委員会で、松田議長から発言がありました。嘘をつかない。今、町長の思いは分かりました。町民も病院も両方見なければならない。ただ、大きな病院改築に踏み切る。その中で、この議場でも議論しておりますが、やはりここまで来たらもう改革しかないです。どこに非があるかはもう明白です。きたこぶしに虐待問題があって、町立病院ではまだ続いているのです。それは裏切り行為ではないですか。どういうことかという、私も命かけて臨んでいます。政治生命をかけています。それだけ大きなことなのです。病院がしっかりしなければ、10年後、20年後、50年後の白老はないですとずっと議場でやってきています。ただしそのような思いでやってきても、理事者からは状況は分かりましたということでは済まされないのです。私は本当にそのように思います。指摘事項でしかないので、今悲しんでおられる町民の皆さんの思いを代弁させていただきます。

○議長（松田謙吾君） 古侯副町長。

○副町長（古侯博之君） 本当に、貳又議員からご指摘いただいたことについては、先ほども答弁させていただいたようにしっかりと受け止めたいと思います。そして、私自身もこれまで町立病院に関わって様々な形で医師との話も含め、何とか町民の皆さんのご期待に添えるような、そのような町立病院にしなければならないということで微力ながらやってきたのですが、再度このような、実際的なことが話されて私も心を痛めています。再度また医師と看護スタッフの関わり含めて、これまで以上にしっかりと町立病院のありようについては改革できるように進めていきたいと考えております。実際、具体的にどのような形で見せられるかという、私が直接医療行為に携わることができない部分の歯がゆさではありますが、今お聞きしたことについてはしっかりと対応していきたいと思っております。

○議長（松田謙吾君） 大塩町長。

○町長（大塩英男君） 貳又議員から重い言葉、裏切りだという言葉いただきました。これは私もそうです、町民の皆さんに寄り添う町立病院にする。町立病院改革する。これができなければ裏切りです。ですから、私は今回、いろいろとこの立場になってから事務処理の問題と

か、派遣の問題とかいろいろ今の運営の問題とか、たくさん課題があると受け止めています。その中で簡単に改革できるとは思っていませんし、改革委員会をつくるとか、これから何かいい方向にできないかという改善策はしっかりとやっつけていこうと思っていますし、やっています。先ほども言ったとおり、すぐにがらりと変わることは現実的にはないのかもしれないのですが、一歩ずつしっかりと町民の皆さんの信頼を得られる、親しまれる、寄り添える町立病院にしたいと思っていますのでご理解いただければと思います。

○議長（松田謙吾君） ほかありませんか。

5番、西田祐子議員。

○5番（西田祐子君） 今の問題もそうなのですが、実際にきたこぶしは北海道から勧告されていると。議員はその勧告内容を見ることはできるのでしょうか。もしできるのであれば、きちんと北海道からの勧告内容を議員に示していただきたいと思います。というのは、今のような長谷川議員、貳又議員がおっしゃったような問題は、きたこぶしだけの問題ではなくて町立病院全体の問題だと私は思っております。私の母も入院しておりましたが、やはりポータブルトイレ、歩いて行けるからと言ってもだめだと、ポータブルトイレにきなさいと。また、勝手にベッドから起き上がらないようにと言われて10日ほどの入院で歩けなくなってしまったのです。つい先日も具合が悪くなって町立病院へ行きましたら、点滴きなさいということだったのですが、車いすで点滴していてつらいので横になりたいと言ったら、待合室の椅子に横になれと、連れていった人、そこで待っていた人が一斉に、こんな年寄りが待合室でかわいそうにと言ったけれど、看護師はそんなものは知らないという感じでそのように対応したと、今町長はやっていますと言っているけれど、勧告内容を知りたいというのは誰が一体、何人がどのように検証したのかを知りたいです。きたこぶしの職員だけの問題ではなくて、町立病院の看護師、職員みんながきちんとやっているのかどうかも知りたいと思います。

2点目に、警察も入っていると言っていますが、虐待を行った職員の名前はきちんと警察等の関係機関に公表されているのかということなのです。報道などを見ると、虐待を行う人が繰り返し同様の事件を起こしていると、最後にもものすごい大きな虐待になったり、殺人になったりしていることが明らかです。そのようになってきたときに、町立病院全体でこの虐待を行っている人たち、またそのようなことを見た人たちがきちんと関係機関に報告しているのかどうかということが問題になってくると思います。そのようなものを組織全体で隠蔽しているような組織であれば、今後もいくら町長、副町長、事務長が頑張っても町立病院を何とかしますと言っても、何にもならないとは思いますが、勧告内容、実際にこの3枚の報告だけで今後このようにしていきますと言っても、誰も町民は信用しないと思います。信用されるには信用されるだけの解決をするための原因をきちんと明らかにしない限りは誰も信用してくれないのではないかと思いますので、その辺お考えをお伺いいたします。

○議長（松田謙吾君） 村上病院事務長。

○病院事務長（村上弘光君） 1点目の勧告内容を知ることはできないのかというご質問でございます。私も、ここまで虐待の事案が長引いたと、約1年このようなことをやっている、

その間議員さんからも一体何が起きたのか、職員が実際どのようなことをやっていたのかというご質問をたくさんいただいております。そのような中で北海道とも、関係機関ともしっかり公表する中で、施設としても当然今後の改善に生かしたいという思いもありますし、やはりこのような虐待で大変な思いをされたご本人またご家族の思いにも応えたいというものが実際ございます。いかんせんこの勧告の内容については、実際虐待した職員がはっきり確定した部分が出てきていないということで、あくまでも虐待した疑いということで今まで推移しているところがございます。疑いですから、疑われている人間も個人のことでもございまして、そこははっきりしないうちは公表できないと、するなど実際言われているところもありまして、我々としても本当にもっと詳細な部分でお話しできればと思うところがございしますが、ご期待に応えられないところがございます。勧告内容につきましては、関係機関とも今後もしっかり協議していくことは考えておりますので、今はっきり公開しますということとはできないのですが、西田議員からいただいたご指摘もしっかり胸に留めまして対応していきたいと思っております。

また、施設につきまして先ほどからお話が出ているとおり、ポータブルトイレ、椅子に横になって患者の診療をしたと、患者さんに寄り添った部分が町立病院には見られないという意見は私もたくさんいただいております。このような部分、やはり改善されないことには町立病院、老健施設ともに本当に生まれ変わることはできないと、私のほうからも医師、看護師にお話をさせていただいている、町の理事者にもその辺りの報告をした中で理事者からもお話をさせていただいている状況でございますので、先ほど答弁にありましたようになかなか改善に至っていないのは事実であります。何とかこのような部分、町立病院も変わりますし、何とか職員一同この辺り修正できるよう、本当にしっかり町民の方に信頼される町立病院になるように努力してまいりたいと思っておりますのでよろしくお願いいたします。

○議長（松田謙吾君） 5番、西田祐子議員。

○5番（西田祐子君） 村上事務局長。今の発言で町立病院がいかに隠蔽しているか、隠蔽体質かということがよくわかりました。報告の中で特定もできない。みんな知らないわけがないのです。見ているわけですから。誰もいないところでやっていると思わないでください。病室には必ずほかの患者さんもいらっしゃいます。待合室にもほかの患者さんもいらっしゃいます。ほかの看護師さんもいらっしゃるはずなのです。その方々がみんな口をつぐんで知らぬ存ぜぬでやっていることが事務局長の発言でよくわかりました。

私は、そのような病院に大切な家族を預けたいと思う人は誰もいないと思っております。また、自分の命を預けたいと思う人もいないと思っております。はっきり申し上げて今の町立病院は一度閉鎖して、全部新しい人員にしない限りなかなか厳しいのかと正直言って思っております。これはこれから先、町長、副町長がいくら頑張っても難しいのかな。その体質が改善されるための大なたを振るうべきところを、町長はうみを出すとおっしゃっているのですが、貳又議員もおっしゃっていましたが、1回全員解雇するくらいの気持ちを持たない限り改善は無理でしょうね。今の言葉を聞いてとても残念に思いました。

○議長（松田謙吾君） 山本高齢者介護課長。

○高齡者介護課長（山本康正君） 虐待認定の関係で、その都度認定の報告、例えば虐待された方、それから虐待したと思われる職員については、関係機関に、きたこぶしに関して言えば北海道に当然名前等も含めてしっかり報告しております。先ほどこぶの話もありましたが、警察にも我々の聴取した内容とか関係資料については、法律にのっとった形で捜査資料としてお渡しもしておりますので、全面的に捜査に協力させていただいている状況でございます。

これは、高齡者虐待をつかさどる課としての立場で申し上げさせていただきますが、きたこぶしの虐待問題は、要介護施設ということで、高齡者虐待防止法の法律の立て付けの中で対応できる部分になります。例えば、病院でそのような虐待と思われるような事案が発生した場合については、実は高齡者虐待防止法の立て付けの範疇外になりますので、それは管轄が違うと言いつけるわけではありませんが、別の組織においてしっかりと対応することになります。きたこぶしの部分については関係機関、警察においてもしっかり認定の内容についてはご報告、情報共有させていただいているということでお答えさせていただきます。

○議長（松田謙吾君） 5番、西田祐子議員。

○5番（西田祐子君） 今の山本高齡者介護課長の説明は大体分かりましたが、今回の虐待をしたであろうと思われる人に対しては、次のところに就職するに当たってもそのような情報が共有されるかどうかということが非常に大事になってくると思うのです。そのようなことがされない結局は白老町立病院にもまた新しい人を雇っても、同じようなことを繰り返した人が来るなど、そのようなことにならないための今回の捜査をきちんとやってほしいと思ったのです。その調査が隠蔽されたままでいまだにきちんときたこぶしの内容について報告されないから、町立病院においても同じようなことが繰り返されているのではないのかと感じています。

今後も、町立病院の建物が新しくなるのであれば、内部を信用してもらうためには原因をきちんと公表して、町民にここまで町立病院はきちんと大なたを振るってやってくれたのだと思ってもらえるような原因究明をしていただきたいと思います。

○議長（松田謙吾君） 山本高齡者介護課長。

○高齡者介護課長（山本康正君） 今の病院の事案については私から言及することはできませんが、きたこぶしの件につきましては、我々虐待の認定をした中で今回の一番の原因は、やはり施設としての介護に対する知識が不足していた、虐待が蔓延化していた。というのは虐待についての研修等も行われていなくて、こぶの部分は警察になりますのでそれは別になります。個人が傷害としても対応であれば別ですが、今回の身体拘束、心理的虐待においては、個人というよりはやはり管理者の責任が最も重いと、きちんと研修も受けるような体制をとっていなかった。それから、身体拘束にしても身体拘束をすること自体が問題ではなくて、緊急やむを得ない場合は利用者の安全を守るために身体拘束も必要な場合もあるかと思うのです。そのような場合はきちんと記録を残し、みんなで話し合っただけで身体拘束をするとならなければいけない。それもされていなかったということで、それは組織に問題というか、その方が例えばほかのところにおいてきちんと研修を受けて、そのようなことをさせなかったという施設の問題だと我々は捉えております。そこは施設の管理者も処分を受けておりますし、その辺は我々としては個

人個人の、こぶのことは別にしても今回の虐待については施設長含めた全職員の施設としての問題だと捉えております。

○議長（松田謙吾君） 古俣副町長。

○副町長（古俣博之君） 何も思わないというわけではなくて、昨年このような虐待という事案が目の前で起きていたという事実は、記者会見を開いて一定限あの時点が出た内容については報告をさせていただきながら、その事実を踏まえて何とかその状況から脱却するような試みは施設としてやってきたつもりでございます。

それが本当に、施設を開設しているという事実を踏まえたらしっかり委員会が組織されていないだとか、虐待というのはどのようなことを指すのだとか、そのような初期的な部分が抜けていた部分は本当に残念だし申し訳ないと思って、これまでも様々な対応は施設の中でやってきたつもりです。ただ、今回結論として最終的には廃止という方向を踏まなければならないと思うのですが、この年度途中に29床を削減する重さというのは、責任として十分考えなければならないことだと思っています。町立病院のご指摘もありましたが、私たちも医師との関係含めて、このような事実に基づいたら辞めてもらう。そして医師がいなくなったら閉鎖する。そのようなところまで実際に町長とも腹のくくりはしている部分もあるのですが、簡単にはなかなかできない部分も一方にはありまして、少しでも、少しでも、改善を図るためにはどのようにすべきなのか。そこのところを模索しているところです。ただ、町長も話されたようにあくまでも町立病院は町民のためになければならないことは事実ですから、町民のための病院でないような病院であれば、本当に考えなければならないところです。しかし今、新しい町立病院に向けてどのような体制も、院内の体制も含めてこれから新しくなる介護医療院の体制も含めてどのようにすべきなのかしっかり考えているわけですが、今後においても皆さんに信頼をしていただける、納得のいただける町立病院づくりをしていきたいと思っております。

○議長（松田謙吾君） 2番、吉谷一孝議員。

○2番（吉谷一孝君） 先ほどから、同僚議員の話を聞いて大変残念に思います。正しく自浄作用がない、町長や副町長、職員、一生懸命まじめにやろうと思っている方々もいる中で、まだ続いているという現実には本当に重く受け止めるべきだと思いますし、私、この事案があったときの最初に、可視化することはいかがですかという話をさせていただきました。もし、あの時点で早くに判断して状況が分かるようになっていればここまで深刻なことになっていなかったのではないかと思います。その時点での経費と失った町民の大切な税金、その金額を見ても明白ではないですか。ましてや私はそのときに言いました。不正を探するための監視ではないよ、逆に言うとまじめにやっている方、一生懸命やっている人たちを守るための監視ですよ。先ほど言われていたことも、医師も看護師の措置も本当は正しい判断だったかもしれません。そのようなことも含めてそれがどうだったのかということを見る、可視化する。これが一番分かりやすい。誰もが明白であって理解しやすいこと、そして信頼につながること、安心につながることでなかったのですか。そのようなことをもう少し慎重に考えて、お金だけの問題ではないのです。先日も食育防災センターの話も出て、町立病院も同じですよ。人口は減っていく

のに将来負担をどうするのですかと。みんな真剣に議論して町が判断したことに対して、町がそこまで言うのなら町民のためなのだからやりましょうとせっかくここまで来た議論です。そのようなことをここで全く無にするようなことにならないように、町民のためです。そのためにある町立病院なのですから、みんなが安心して使える町立病院にするために、もう一回その辺の考え方を教えてください。

○議長（松田謙吾君） 古侯副町長。

○副町長（古侯博之君） 確かにあのとき、吉谷委員から監視というのではなくて、しっかりと仕事がされているのかどうか、逆に言えば職員が守られるような意味でのカメラを付けるという可視化は必要ではないかと話されておりました。それは私たちも受け止めて、きたこぶしにカメラをということは考えなかったわけではないのです。金銭的なことと言えばそれほど大きな金額でもないのですが、まずは先ほども言ったように、きたこぶしにおける初歩的な介護のありようが一番の問題だと、まずはその解決を図らなければならないのではないかと。そのようなことで改めてかなりの研修も含めて、外部委員にも入ってもらって、厳しい指摘は議員の皆さんからももらいましたが、同時に同じ施設を経営する方々からももらいました。そのような中でもう1回、本当に残念ながら初歩的な部分の未熟さというところをしっかりとしていかなければならないということで、そのようなことを重視してカメラのことが一旦止まっていたのは事実です。町立病院でいろいろあったことで、町立病院にカメラが必要なのかどうかということは施設の問題とは違った部分で考えなければならないことかと思っておりますが、可視化ができる医療現場、分かる現場でなければ信用されないと十分受け止めておきたいと思っております。

○議長（松田謙吾君） 2番、吉谷一孝議員。

○2番（吉谷一孝君） 言われていることは理解しています。ただ、2回裏切られているという事実。信頼を損なっているという事実。理事者が信頼してこのようなことをやっていないだろう。再発することはないだろう。再発防止委員会からも指摘があつて、このようなことをすればないだろうと思っている今もあつたという事実。ここなのです大事な。言っているように私も介護職を1年半やりましたが、今言われたことは最初に習うことです。研修以前の問題です。そのような職場に入る際に必ずやらなければいけないことです。それをまた、再度やらなければならないというそのような状況がやはり異常なのです。そのようなことを考えて信頼することも大事でしょうし、そのような思いであつたのも十分理解できますが、ここまで来たらそのようなことを言っているような状況ではないということを理解して、本当に良い町立病院づくり、安心して通える、安心して任せられる町立病院づくりをしてほしいのです。

○議長（松田謙吾君） 大塩町長。

○町長（大塩英男君） 今日の全員協議会で吉谷議員含めてたくさんの議員の皆様からご意見を頂戴しました。先ほどからお話ししているとおり、私も町民の皆さんからの実際にお叱りの声をいただいております。さらには今日も議員の皆様からたくさんのご意見を頂戴しました。いろいろと厳しいご意見もありました。何をやっているのだということで。改革しているので前を向くしかないと思っております。今日いろいろとご意見いただいた中では、例えば全員解雇

して新たにスタートしたほうがいいのではないか。今回のきたこぶしについても、本当に廃止を前提として休止するのがいいのか悩みました。一方では収支の改善が図られないのではないかとということで、休止・廃止かなという一方、やはり町立病院なので町民の皆さんのために施設を残さなければならぬだろうかといろいろと悩んだのですが、お話ししたとおり方向性としては廃止を前提とした休止という結論を出させていただきましたので、これまた町立病院となると話は変わってくると思いますが、どのようにしていくかということを決断するのが私の役目でありますので、今日皆さんからいただいた意見をしっかり受け止めたいと思います。

○議長（松田謙吾君） よろしいですか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

○議長（松田謙吾君） 私からひと言申し上げますが、今日の全員協議会の事案は、虐待の経過と施設の方向性なのです。この方向性の話がなされていない。ずっと生の声、今本当に施設に身内の方が言った生の声なのです。そして、やむを得ず施設の休止か廃止の方向性を腹に決めた話を理事者が言っているけれども、平成19年にきたこぶしをつくったのは、まちには寿幸園という50床の施設がきちんとあったのですが、当時の町長が、町立病院会計が思わしくないから3階にきたこぶしをつくろうと。そして、病院会計を楽にするのが基本だったのです。今白老には町民が1万5,000から6,000人いて、半分以上が65歳以上の高齢者です。本当に施設が欲しい、施設に行きたい。白老でゼロになったけれども白老の高齢者がゼロになったわけではないのです。ゼロになった分がやむを得ず行かなければならなくてみんな流れて行っているのです。私はこのようなことがもう少し、1年前に始まったときにもう少し厳しく経過報告などをしていたら別の方向性に行ったなと思うのは、寿幸園を、寿幸園があるときにはじめて町立病院のきたこぶしを廃止して寿幸園を使えばよかったです。私はこのことは何度も言いました。私は寿幸園の譲渡は反対だと、残すべきだと何度も言いました。その段階できたこぶしを廃止すればよかったです。そのころは5人か10人のときだったので、そのような判断をしないでそのまま寿幸園は天寿会にやってしまった。しかも2億3,000万円の債務まで町で払って、それを付けて払うのはどうなのだと、議会では議長として言えないのですが、あの寿幸園をきちんと残しておいて、きたこぶしを廃止するのは当たり前の話なのです。もともとそうなのですから。

そのようなことを今になって、今日の全員協議会は施設の方向性です。今まだ方向性の話の一つも出ていません。その中で、町民に説明もしないで廃止しますでは私は納得できません。それであれば、寿幸園を取り戻したほうがいい。戻してもらってください。白老の施設を2億3,000万円も付けて天寿会に譲渡したのだけれど、それを戻すべきです。そして、町立病院のきたこぶしをきちんと廃止すればいいのです。町民に説明してください。私はそうあるべきだと思います。今日は、議員から廃止も休止の話も一つも出ていません。大体協議していないのだから。この議会ですら協議しないで廃止するという話がありますか。私はこの協議会を午後からも継続して開いて本当に廃止していいのか、この問題をもう少しきちんと議会だけでもやるべきだと思います。その後全町民に、高齢者にきちんと町内で説明をして、それから廃止する。それから、寿幸園を取り戻す。あれは白老町のものですから、そのくらいしなければだめです。



私も少し興奮して言ったけれども、午後からは、この施設の方向性、これは大きな問題です。町立病院のきたこぶしをなくする問題ですから、これを協議したらいいと思いますが皆さんはいかがですか。私は大問題だと思います。簡単に休止か廃止にしますというような問題ではない、それならば寿幸園をやるなど何度も言ったのです。こちらを廃止したほうがいいと何度も言ったのです。私はそのように思うのですが皆さんはどうですか。7,500人も高齢者がいて、高齢者の話も聞かなければだめです。そのようなことで私の話は終わるのですが、もう昼食の時間なのですが、午後からこの大きな問題、施設の方向性を私は協議したいと思うのですが皆さんの意見はどうでしょうか。

行政側の意見はどうですか。きちんと説明したつもりですか。

古侯副町長。

**○副町長（古侯博之君）** 議長からお話があった寿幸園の民間へのことにつきましては、議長から本当にそれでいいのかと、町の高齢者人口の在り方含めて実際にお話を聞いております。ただ、その寿幸園を天寿会に民間移譲ということについては、町としての対応を十分検討したうえで民間としてそれまでの指定管理の中でやるよりは、ずっと効果的に入所者の方々も含めて充分措置できるのではという結論を立て、議会にも諮らせてもらいそのような結果になったことは、私も十分その辺のところは承知しております。

今回のきたこぶしの方向性の結論は、最終的に廃止とすることで、そのような方向で進まなければ、ただ黙って休止もかけられないし、ただ黙ってこのまま止めることはできない。そのようなことで町としては一定限の方向性を出したつもりでございます。これについては、そこにいろいろ課題が残っておりますので、そのような状況を鑑みながら今後廃止の措置を取らなければならないし、同時に条例改正、廃止という手続きを議会へ出さなければならないので、私たちが一方的に廃止するというにはならない問題でもあります。ただ、議会の今の状況、明日の時点で1回終わって、次の議会となれば議員の皆様の顔ぶれもどうなるのか分かりませんが、あくまでも議会へ再度この問題について上程して、そこで廃止とするのか、またはこのまま介護医療院にするまで1年半続けるとなるのか。そこはご判断を願うところでございます。

準備としては職員の処遇等もありますので、その辺を踏まえて町としてしっかり進めていかなければならないので、現時点では廃止の方向しかないという一つの考えを持っているのと同時に、令和7年5月開院予定の介護医療院につきましては、このきたこぶしの休止・廃止が直接的に影響はないと確認しているところなので、そのようなことを含めながら今回町としての提案を、考え方をさせてもらいました。議長のおっしゃるところは十分に踏まえなければならないし、これらに関する寿幸園のことも含め非常に大きな問題だと改めて考えております。

**○議長（松田謙吾君）** 8番、大淵紀夫議員。

**○8番（大淵紀夫君）** 議長の今の提案もあるわけですから、午後からの審議を含めてどのようにするのかということは議長が議会運営委員会にきちんと諮問をして、議会運営委員会できちんと議論をする。各会派がいるわけですからその中できちんと議論をして、この会議の方向性は決めてください。私はそのようにするのが一番いいと思います。

○議長（松田謙吾君） 分かりました。今日のこの全員協議会の時間は午前中で止める、3時間で終わると決まっていないのです。私は継続して午後もやってはどうかと言っているのです。

もう一つは、議員から廃止と休止に対して一人の意見もないのです。私が先ほど納得いかないと言ったのは、このような重大な問題に13名の議員から一つも意見がないのです。一つもないということは、先ほどから町長、副町長が言われているとおりに休止か廃止になってしまうのです。それでいいのかと私は言っているのです。私は今の全員協議会の続きをやろうと言っているわけですから、何も議会運営委員会にかける必要はないと思います。それでだめだというのであればやらなければいいわけですから。

8番、大淵紀夫議員。

○8番（大淵紀夫君） 私が言っていることは、そのようなことを含めて議会全体の意志で議論をする場合は、議長の言われることももっともなのです。今出ている意見は何かといえば、町立病院のことが出ているのです。虐待の問題と今後の方向性で議論しているわけですから。

ですから、続けるのであれば、議員の皆さんどうですかと議長が投げかけたわけですから、そのことは各会派が代表として居るわけだから、これからの議事運営については議会運営委員会できちんと議論すれば、議会運営委員会は本会議であろうと全員協議会であろうと、議会を運営するための議会運営委員会ですから。

○議長（松田謙吾君） 暫時休憩といたします。

休憩 午後 0時08分

---

再開 午後 0時11分

○議長（松田謙吾君） 休憩を閉じ、会議を再開いたします。

13番、氏家裕治議員。

○13番（氏家裕治君） 議長が言われていることも分からないわけではないのですが、今回このきたこぶしの件で、今初めて聞いた話ではなくて前回から、このきたこぶしの方向性については、調査し今後の方向性を今回のこの全員協議会の中で聞けると私は思っていました。この全員協議会が始まってからいろいろな町立病院の実態などが吹き出しましたが、はっきり言ったらこれはきたこぶしの方向性について理事者側からの話をこのような形で今決めようとしているのだと、方向性については聞いたつもりです。

ですから、今後1年半後にできる新町立病院の介護医療院へのその転換、どのような着地点を見つけてそこに持っていくのかということが一番の課題であって、今のスタッフの中でこのきたこぶしを存続することは、私は無理だと思っていますから、理事者から提案されたもの、これが新町立病院に向けた介護医療院にどのように着地させていくのかということが一番大事だと思っていますので、私はこの全員協議会はこれで終わってよろしいと思っています。

○議長（松田謙吾君） 6番、前田博之議員。

○6番（前田博之君） きたこぶしは今まで議論していますが、今の時点では開店休業なのです。以前はセールスして入所者を増やしますと言っていたけれど、現実にはそれは叶わなかつ

たと。今副町長もお話していましたが、これから課題もあってロードマップが出てこなければどのような形で議論できるかということもあると思います。最終的には条例廃止になったときに、議員がそれぞれの意思を表明するわけです。今日、2、3人の議員が改選前にして思い切ったことを言っていました。これは真実だと思います。そのようなことを踏まえると私も含めて、皆さん言いたいことはあると思うのですが、この問題は改選前に議論されても正直な話議論で終わるのです。やはり新たな議員の中で、そのときに町側も関係機関と問題整理して議員にこのような問題がありますがどうですかと、ロードマップを待って条例の廃止をするのか、あるいは新たな介護医療院にどのように結びつけるか。そのような問題が出てくると思います。そのときには真摯に議論するべきであるし、今日議長が心配されているようにほかにもう意見出ないのです。もうないと思います。ですから、議長の思いは分かりますが、今日はお出ないと思うのでこれきりにした方がいいと思います。

○議長（松田謙吾君） 8番、大淵紀夫議員。

○8番（大淵紀夫君） それはそれで私はいいと思うのですが、ただ、時間をかければ当然お金がかかるわけです。今はどのような状況かということ、時間をかけなければかけないだけ町民負担はなくなるのです。要するにきたこぶしの入所者今ゼロですけど、まだ職員はいるわけですから、その対応を早めなければ費用はかかるわけです。ですから、町は今日提案したのだと思っています。私自身は、休止して廃止することで介護医療院に一切負担がかからない、ここにマイナス面がないのであれば、それは一つの考え方として十分認められると思います。ただ、これを延ばせば黙っていてもお金がかかっていくわけです。だからどのみち休止・廃止するのであれば、早い方がいいのではないかというのが私の考えです。ただ、今まで町立病院のことにに関して意見が出ていたので私は言わなただけで、施設を休止・廃止して、29床廃止して19床の介護医療院、これは東胆振圏域で全く問題にならないのか。廃止して直ぐに19床つくるわけです。そのようなことは十分聞きたいし、そのような条件の中でこのことをやるのなら早い方がいいと思います。遅くなるほど経費が掛かるということです。

○議長（松田謙吾君） 分かりました。大淵議員の言われることも一理あります。そのとおりです。今ゼロになってしまったのです。ゼロになってしまって今度新しい町立病院で始めるとすれば、新しい町立病院ももう廃止した方がいいのです。止めるのならもうやめるべき。だけれども、そのときまたやるとなれば、今11名います。介護士が7名と看護師が3名、ケアマネジャー1名でその場で11名いるのです。この方々は一旦休止して来年6月開設、そのときまた11名を集めなければなりません。できるのかと私はずっと言ってきたのです。休止はやむを得ないだろうと。廃止というのならいいのだけれど、けれど廃止の議論は議会と行政でひとつもしていないでしょう。それを言っているのです。

6番、前田博之議員。

○6番（前田博之君） 分かりますが、一般質問で、休止しても3,600万円かかると言っているのです。これをどうするかと言ったら副町長は分からないと言っているのです。今休止しても開店休業でお金がかかるのです。そのようなことも含めて今整理をして、早急に議会に提案し

なければ議論できないということになってくるのではないですか。その辺、町側もスケジュール的にはっきり話して理解を求めたほうがいいと思います。

○議長（松田謙吾君） 10番、小西秀延議員。

○10番（小西秀延君） 今日、ある一定の方向ということで町の考え方を聞かせていただきました。ただ、その方向性については紙1枚、どれくらい休止に時間がかかって、その間の経費が幾らかかって、休止をこのくらいでやるのなら経費はこのくらい削減できますと、来年7月5日までにいろいろな形が模索されるわけです。議長がおっしゃったように、今いる看護師3名、ケアマネジャー1名、介護士7名、11名の職員がいるわけです。残して引き続き介護医療院に持ってくるのか、あるいは一旦休止・廃止の中で解雇するのか。その考え方でも全くお金が変わります。急ぐのであればそのような部分を改めて町にきちんと説明を出してもらい、選挙も重なりますから時期的に難しいところもいっぱいあると思いますが、具体的なものがない場所でずっと議員が話しても結論が出ないのではないかと思います。その辺の議事を整理して進めていただければありがたいと思います。

○議長（松田謙吾君） 総合するとこの全員協議会は中止したほうがいいという意見が多いようです。私は皆さんの意見を聴いたわけですから、皆さんがよければこれで終わります。

暫時休憩いたします。

休憩 午後 0時21分

---

再開 午後 0時26分

○議長（松田謙吾君） 休憩を閉じ、会議を再開いたします。

質疑なしと認めます。

これをもって、介護老人保健施設きたこぶしの虐待事案の経過と施設の方向性についての協議を終了いたします。

---

#### ◎閉会の宣告

○議長（松田謙吾君） 以上をもって、本日の全員協議会を閉会いたします。

（午後 0時27分）